

北見勤労者山岳会会則

(前文)

北見勤労者山岳会は、社会人を中心として 登山を愛好する人々によって組織される山岳会である。

登山技術の向上、安全登山のための体制作り等これまで山岳会が担ってきた役割を継承し、これからの社会の中で山岳会が果たす役割を常に探究し続ける。

第1章 総則

第1条 (名称及び所在地)

この会は北見勤労者山岳会 (略称 北見労山) とよび、会長宅におく。

第2条 (組織)

この会は北海道東部地区勤労者山岳連盟に加盟し、日本勤労者山岳連盟に加盟する。また、道内労山の協議会としての北海道勤労者山岳連盟に加盟し活動を行う。

第3条 (会員の資格)

この会の趣旨・目的に賛同する人なら年齢、性別を問わず会員になることができる。入会希望者は、申し込み用紙、入会金、会費を添えて事務局に申し込むにことより会員になれる。

なお、連絡なしに会費を3か月以上滞納した会員は退会してもらうことがある。

第4条 (賛助会員制度)

入会希望者は会の趣旨に賛同し、発展を望む者であれば賛助会員となることができる。

第2章 目的と活動

第5条 (目的)

この会は登山を働く者の健全なスポーツとして広め、会員相互の親睦・交流と登山知識、技術交流、正しい登山観、登山理念の普及と向上を目的とする。

第6条 (活動)

この会の活動は次のことを行う。

- (1) 各種山行
- (2) 登山研修、学習会
- (3) 交流会
- (4) その他運営に必要な活動

第3章 機関と役員

第7条 (機関)

この会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

第8条（総会）

- (1) 総会は運営委員会が召集し年1回開く。
- (2) 総会は会の活動報告、活動計画、予算、決算、役員選出、会則改正、その他運営に必要な事項を決定する。
- (3) 役員は総会において選出され任期は次期総会までとし再選を妨げない。
- (4) 会員の1/3以上の要求があった時、あるいは運営委員会が必要と認めた時は、運営委員会の承認を得て臨時総会を開くことができる。

第9条（運営委員会）

運営委員会の構成と役割 この会の運営委員会は、総会に次ぐ決定機関で運営委員をもって構成し、会の方針に基づいて運営上の円滑化を図り日常の活動を強化するために、必要に応じて会議を行う。事務局長が招集する。

第10条（役員）

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 事務局長1名
- (4) 事務局次長1名
- (5) 各専門部長1名
- (6) 各専門副部長若干名
- (7) 会計1名
- (8) 会計監査若干名

第11条（各専門部の役割と構成）

この会に次の専門部を置くことができる。

- (1) 事務局
- (2) 組織部
- (3) 山行部

第4章 財政

第12条（財政）

- (1) この会の運営は入会金、会費、その他の事業収入によってまかなう。
- (2) 収入の一部を遭難対策に積み立て、対策費用にあてる。
- (3) この会の会計年度は4月から翌年の3月までとして、総会に報告、承認を受ける。
なお、会計監査は年1回総会に報告する。

第5章 その他

第13条（退会と解散）

- (1) この会の会員が会の目的に反するような行為、あるいは会の名をひどく汚すような行為を行った場合、極力説得、指導に努力するが、努力が報いられない場合には運

営委員会で協議し退会させることができる。

(2) この会の解散は総会において3/4以上の同意を必要とする。なお、この会を解散する時、財産等は会の解散時の会員に分配する。

第14条（遭難対策）

(1) 事故に備えて緊急連絡網を置く。

(2) 遭難対策基金は入会金と会費の一部を積み立て、対策費用にあてる。

付則

この会則は2017年1月20日、北見カワウソ山友会結成と同時に定められ施行する。

2019年4月1日 改正 会名を北見勤労者山岳会と変更する。